

○厚生労働省告示第二百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の別表第一第五号及び別表第三無機薬品及び有機薬品の項第五十六号の規定は、平成二十七年五月十日から適用する。

平成二十七年四月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第一中第二十三号を第二十四号とし、第五号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 クロトリマゾール。ただし、ちん腔カンジダ治療薬に限る。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十六号を第二百五十七号とし、第五十六号から第二百五十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十五号中「クロトリマゾール」の下に「。ただし、ちん腔カンジダ治療薬を除く。」を加え、同号を同項第五十六号とし、同項第三十九号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 オキシメタゾリン